

介助をつけての社会参加を 実現するための院内集会

～障害者の完全参加と平等にむけて～

日時： 10月10日（木） 14時～16時（開場13時30分）

場所： 参議院議員会館 1階 講堂

主催： 船後靖彦・木村英子

協賛団体： 日本障害フォーラム（JDF）

日本ベンチレーター使用者ネットワーク、バクバクの会～人工呼吸器とともに生きる、
全国医療的ケア児者支援協議会、障害連（障害者の生活保障を要求する連絡会議）、
全国公的介護保障要求者組合、NPO 法人共同連、 障害児を普通学校へ・全国連絡会、
自立生活企画、自立生活センターグッドライフ、生活援助為センター、
ピープルファースト東久留米、障害者の政治参加をすすめるネットワーク、
埼玉障害者市民ネットワーク（一般社団法人埼玉障害者自立生活協会）
精神障害者権利主張センター・絆、札幌いちご会

参加団体：日本 ALS 協会、人工呼吸器ユーザーネットワーク（呼ネット）、 全国自立生活センター協
議会（JIL）、誰もが安心して暮らせる大分県をつくる会、わの会

※情報保障：手話通訳・要約筆記（PCによる全体投影）・資料のテキスト提供あり

私たち船後靖彦と木村英子は、参議院議員当選以来、多くの皆様のご支援を受けて、議員活動を行っています。とりわけ、参議院のご努力、日本障害フォーラムをはじめとする障害者団体の皆さんの応援に日々勇気をいただいています。

私たちは、介助（重度訪問介護）を受けながら議員活動ができるよう、求めてきました。しかし、厚生労働省がこれを認めないため、私たちの介助費用については、当面国会への登院中は、参議院が負担するということになりました。

議員活動をはじめとする政治参加は、就労、就学などと同様に、社会参加の一環です。すべての介助の必要な障害者が社会生活を送るためには、介助を受けながらの社会参加が必要なのです。障害者基本法においては、「国及び地方公共団体」が「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する」ことを規定しています。障害者総合支援法では、日常生活だけでなく社会生活を営むために障害福祉があることを規定しています。

一方、**2006年9月29日**に発出の厚生労働省告示第五百二十三号の中の、外出にかかわる介助についてのカッコ書きの中で、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く」として、就労や就学、通所のための介助も含めて、多くの社会参加への介助を認めておらず、そのためこの度、当面は参議院での負担を行うこととなりました。

多くの障害者団体が長年にわたり、この方針の撤回を求めてきました。私たちは、国会議員として、

この政策を改正させ、介助を受けながらの社会参加を実現して行きたいと考えております。また、地域間格差が大きく、介助を十分に受けることができず、生活や生命さえ危険にさらされている状況があります。こうした状況は、一刻も早く改善しなければなりません。他方、社会参加や社会生活を支える規定のない介護保険制度に、障害者の制度を統合しようとする動きもあり、私たちは強い危機感をもっております。

つきましては、10月10日にお集まりいただき、皆様のご意見、ご経験を聞かせていただければと考えております。皆様と力を合わせて、制度の改善を進める所存です。

<お問い合わせ>

木村英子事務所 電話03-6550-031

FAX 03-6551-0314

メール：eiko_kimura02@sangiin.go.jp

藤木 080-1238-5846

後藤 090-2541-9964

れいわ新選組 船後靖彦・木村英子